

○四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成6年12月26日

条例第26号

改正 平成7年6月30日条例第17号

平成8年3月28日条例第6号

平成9年3月31日条例第7号

平成10年3月31日条例第9号

平成12年3月30日条例第27号

平成12年6月26日条例第47号

平成13年6月27日条例第18号

平成15年6月27日条例第17号

平成16年3月31日条例第6号

平成17年7月5日条例第17号

平成18年6月28日条例第23号

平成19年6月28日条例第20号

平成23年3月30日条例第19号

平成27年3月30日条例第17号

平成28年3月31日条例第15号

平成29年3月28日条例第11号

平成30年3月30日条例第7号

平成30年12月20日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第3

38号。以下「政令」という。)の例による。

(適用範囲)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区計画において地区整備計画が定められている区域(以下「地区整備計画区域」という。)内の建築物又はその敷地に適用する。

(地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区整備計画区域内の地区の区分及び名称は、各地区整備計画に定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第5条 地区整備計画区域内においては、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表(ア)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表(イ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で改正前の同項の規定に違反しているもの又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表(ウ)欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が

別表第2（ウ）欄に掲げる適用除外の建築物又は建築物の部分に該当する場合においては、適用しない。

（建築物の高さの最高限度）

第8条 建築物の高さは、別表第2に掲げる地区に応じ、それぞれ同表（エ）欄に掲げる数値以下でなければならない。

（建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置）

第9条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第5条及び第6条の規定については、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

2 建築物の敷地が別表第2に掲げる地区の2以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する地区に適用される第5条及び第6条の規定を適用する。

3 建築物が別表第2に掲げる地区の2以上にわたる場合における前2条の規定については、各地区内に属する建築物の部分について、これらの規定を適用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第10条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は、適用しない。

（1）増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の同条の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第7項まで及び法第53条の規定に適合すること。

（2）増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（3）増築後の第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について増

築又は改築をする場合においては、増築又は改築に係る建築物の部分の壁又はこれに代わる柱が地区整備計画において定められた壁面の位置の制限に反しない限り、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条第1項の規定は、適用しない。

(平13条例18・平17条例17・一部改正)

(総合的設計による一団地の建築物の取扱い)

第11条 一団地内に2以上の構えをなす建築物を総合的設計によって建築する場合において、法第86条第1項の規定によりその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものについては、第6条又は第7条の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(公益上必要な建築物の特例)

第12条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、当該許可の範囲内において、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ四街道市地区計画建築審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条又は第6条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第6条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
- (4) 法第87条第2項において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるも

のであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により、改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日）までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第52条第1項（第5号を除く。）、第53条第1項（第3号及び第4号を除く。）及び政令第130条の6の規定によらず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第52条第1項（第5号を除く。）、第53条第1項（第3号及び第4号を除く。）及び政令第130条の6の規定によるものとする。

#### 附 則（平成7年条例第17号）

この条例は、平成7年8月1日から施行する。

#### 附 則（平成8年条例第6号）

この条例は、平成8年5月1日から施行する。ただし、別表第2池花地区地区整備計画区域の項利便地区の目（ア）欄中第3号を削る改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第7号）

この条例は、平成9年5月1日から施行する。ただし、「自動車車庫」を「車庫」に改める改正規定は、公布の日から、別表第2の改正規定中めいわ地区地区整備計画区域に係る部分及び千代田3丁目地区地区整備計画区域に係る部分は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第9号）

この条例は、平成10年5月1日から施行する。ただし、「出窓」を「床面積に算入されない出窓」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条）

（平7条例17・平8条例6・平9条例7・平10条例9・平12条例47・平13条例18・平15条例17・平18条例23・平19条例20・一部改正）

名称	区域
池花地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された池花地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
めいわ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されためいわ地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
千代田3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千代田3丁目地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
千代田4丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千代田4丁目地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
さつきヶ丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたさつきヶ丘地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
鷹の台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鷹の台地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
和良比三才地	都市計画法第20条第1項の規定により告示された和良比三才地区地区計画

区地区整備計画区域	において、地区整備計画が定められた区域
和良比六方野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された和良比六方野地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
四街道都市核北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された四街道都市核北地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
鷹の台住宅地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鷹の台住宅地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
もねの里地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示されたもねの里地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
千代田5丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千代田5丁目地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域
成台中地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された成台中地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第5条、第6条第1項、第7条、第8条）

（平7条例17・平8条例6・平9条例7・平10条例9・平12条例27・平12条例47・平13条例18・平15条例17・平16条例6・平18条例23・平19条例20・平23条例19・平27条例17・平28条例15・平29条例11・平30条例7・平30条例37・一部改正）

地区整備計画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度



池花地区 地区整備 計画区域	住宅地 区	次の各号に掲げる 建築物 (1) 寄宿舍、下宿又 は長屋 (2) 公衆浴場	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から隣地境 界線までの距離は、1m以上 とする。ただし、次の各号に 掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない 出窓 (2) 建築物に付属する物置 で高さが2.3m以下で、か つ、床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以 下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下で あるもの	—
	利便地 区A	次の各号に掲げる 建築物 (1) 寄宿舍、下宿又 は長屋 (2) 公衆浴場	350m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路境 界線までの距離は、2m以上 とし、隣地境界線までの距離 は、1.5m以上とする。ただ し、次の各号に掲げるものは 除く。 (1) 床面積に算入されない 出窓 (2) 建築物に付属する物置 で高さが2.3m以下で、か つ、床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以 下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下で あるもの	—
	利便地	次の各号に掲げる	200m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれ	—

	区B	<p>建築物</p> <p>(1) 寄宿舍、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p>		<p>に代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置で高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
めいわ地区地区整備計画区域	センター地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 戸建住宅</p> <p>(2) 寄宿舍、下宿、長屋又は共同住宅</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(5) モーター</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p>	3,500m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面から道路境界線までの距離は、3m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) バルコニー</p>	—

	<p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>(9) 工場（政令第130条の6に定めるものを除く。）</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に供するもの</p>			
共同住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 戸建住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p>	3,000m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面から道路境界線までの距離は、5m以上とし、駐車場については、3m以上とする。ただし、次に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p>	—
沿道地区A	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) モーター</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) 工場（政令第130条の6に定めるものを除く。）</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p>	12m

	(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に供するもの		(3) 車庫で高さが3m以下であるもの	
沿道地区B	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舍、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	12m
一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舍、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの	—

				(3) 車庫で高さが3m以下であるもの	
千代田3丁目地区整備計画区域	住宅地区A	次の各号に掲げる建築物 (1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場	180m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの 2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物	建築物の高さは、宅地の地盤面から10m（軒の高さは7m）を超えてはならない。

			置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	
住宅地区B	—	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から市道千代田線の道路境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの	—
沿道地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋 (2) 公衆浴場 (3) 工場（ただし、作業場の面積が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原	180m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓	建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。

		<p>動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。)</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するもの</p>		<p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
千代田4丁目地区整備計画区域	住宅地区A	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p>	180m <sup>2</sup> 1	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、</p>	<p>建築物の高さは、宅地の地盤面から10m（軒</p>

			<p>0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既</p>	<p>の 高さは 7m) を超 えてはな らない。</p>
--	--	--	---	---



			存建築物	
住宅地 区B	次の各号に掲げる 建築物 (1) 共同住宅、寄宿 舎、下宿又は長屋 (2戸連続長屋は 除く。) (2) 公衆浴場	110m <sup>2</sup> (2戸連続長 屋は、 220m <sup>2</sup> )	1 建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路 境界線までの距離は、1m 以上とし、すみ切り部分の 道路境界線までの距離は、 0.6m以上とする。ただし、 次の各号に掲げるものは 除く。 (1) 床面積に算入されな い出窓 (2) 建築物に付属する物 置等で高さが2.5m以下 で、かつ、床面積の合計 が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下 であるもの 2 建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から隣地 境界線までの距離は、 1.5m以上とし、隣地が公 園、緑地等の宅地でない場 合は、1m以上とする。た だし、次の各号に掲げるも のは除く。 (1) 床面積に算入されな い出窓 (2) 建築物に付属する物 置等で高さが2.5m以下	建築物の 高さは、 宅地の地 盤面から 10m（軒 の高さは 7m）を超 えてはな らない。

			<p>で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</p> <p>3 建築物の外壁面（床面積に算入されない出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面から共有壁の存する隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。</p>
住宅地区C	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に定めるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(3) 公衆浴場</p>	240m <sup>2</sup> 1	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>

			<p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</p>	
沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原</p>	180m <sup>2</sup>	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p>	<p>建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。</p>

		<p>動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。)</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するもの</p> <p>(9) ガソリンスタンド</p>		<p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上とし、隣地が公園、緑地等の宅地でない場合は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</p>	
さつきヶ丘地区地区整備計	住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの</p>	<p>建築物の高さは、宅地の地</p>

画区域	<p>舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(4) ペットショップ</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用に供するもの</p>		<p>距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	<p>盤面から10mを超えてはならない。</p>
沿道地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) 公衆浴場</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるもの</p>	<p>建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超</p>

	<p>(3) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。）</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) ペットショップ</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>(9) 事務所</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第5号並びに同条第6項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する営業の用</p>	<p>は除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に附属する物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	<p>えてはならない。</p>
--	--	--	-----------------

		に供するもの (11) 危険物の貯蔵 又は処理に供する 施設			
鷹の台地 区地区整 備計画区 域	関連施 設地区 A	次の各号に掲げる 建築物 (1) 寄宿舍又は長屋 (2) 公衆浴場 (3) 店舗、飲食店そ の他これらに類す る用途に供するも の (4) 大学、高等専門 学校、専修学校その 他これらに類する もの	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路境 界線及び隣地境界線までの 距離は、1m以上とする。た だし、次の各号に掲げるもの は除く。 (1) 床面積に算入されない 出窓 (2) 建築物に付属し、別棟と なる物置等で高さが2.5m 以下で、かつ、床面積の合 計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟と なる車庫で高さが3m以下 であるもの (4) 玄関のポーチのひさし 又はその柱 (5) 床面積に算入されない バルコニー又はその柱	住宅及び 併用住宅 の高さ は、宅地 の地盤面 から10m を超えて はならな い。
	関連施 設地区 B	次の各号に掲げる 建築物 (1) 寄宿舍、下宿又 は長屋 (2) 公衆浴場	160m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路境 界線及び隣地境界線までの 距離は、1m以上とする。た だし、次の各号に掲げるもの は除く。	住宅及び 併用住宅 の高さ は、宅地 の地盤面 から10m

			<p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p>	<p>を超えてはならない。</p> <p>い。それ以外の用途に係る建築物の高さは、宅地の地盤面から</p> <p>20mを超えてはならない。</p>
研究施設地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3に定めるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの(研究施設は除く。)</p> <p>(5) 老人ホーム、保</p>	6,000m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、4m以上とする。</p>	—



	<p>育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(9) 病院</p> <p>(10) 老人福祉センター、児童更生施設その他これらに類するもの</p> <p>(11) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(12) ホテル又は旅館</p> <p>(13) 自動車教習所</p> <p>(14) 畜舎</p> <p>(15) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>		
--	---	--	--

		<p>るもの</p> <p>(16) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(17) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(18) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(19) 危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築物に付属するものを除く。)</p>			
和良比三才地区地区整備計画区域	住宅地区A	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 法別表第2 (は) 項第5号に掲げる用途に供するもの</p> <p>(4) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(5) 病院</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p>	10m

	<p>(6) 車庫（付属車庫を除く。）</p> <p>(7) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内で、かつ、原動機を使用する場合の出力の合計が0.75kW以下のもの</p>		<p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又は柱</p>	
住宅地区B	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 法別表第2（は）項第5号に掲げる用途に供するもの</p> <p>(4) 事務所（政令第130条の3第1号に定める兼用住宅を除く。）</p> <p>(5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設（政令第130条の3第6号に定める兼</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属する物置で高さが2.5m以下で、かつ、床面積が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又は柱</p>	10m

	<p>用住宅を除く。)</p> <p>(6) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（政令第130条の3第7号に定める兼用住宅を除く。)</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(9) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(10) 病院</p> <p>(11) 自動車教習所</p> <p>(12) 車庫（附属車庫を除く。)</p> <p>(13) 畜舎</p> <p>(14) 工場</p> <p>(15) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設（建築物に付属するものを除く。)</p>		
--	--	--	--

和良比六 方野地区 地区整備 計画区域	住宅地 区A	次の各号に掲げる 建築物 (1) 兼用住宅（政令 第130条の3第2号 から第5号までに 定めるものに限 る。）、寄宿舍又は 下宿 (2) 公衆浴場	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路境 界線までの距離は、1m以上 とし、隣地境界線までは、 0.8m以上とする。ただし、 次の各号に掲げるものは除 く。 (1) 床面積に算入されない 出窓 (2) 建築物に付属する物置 で高さが2.5m以下で、か つ、床面積が6.6m <sup>2</sup> 以下で あるもの (3) 車庫で高さが3m以下で あるもの (4) 玄関のポーチのひさし 又は柱	—
	住宅地 区B	次の各号に掲げる 建築物 (1) 寄宿舍又は下宿 (2) 公衆浴場 (3) 法別表第2（は） 項第5号に掲げる 用途に供するもの (4) 事務所（政令第 130条の3第1号に 定める兼用住宅を 除く。） (5) 学習塾、華道教	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路境 界線までの距離は、1m以上 とし、隣地境界線までは、 0.8m以上とする。ただし、 次の各号に掲げるものは除 く。 (1) 床面積に算入されない 出窓 (2) 建築物に付属する物置 で高さが2.5m以下で、か つ、床面積が6.6m <sup>2</sup> 以下で	10m

	<p>室、囲碁教室その他 これらに類する施設（政令第130条の3第6号に定める兼用住宅を除く。）</p> <p>(6) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（政令第130条の3第7号に定める兼用住宅を除く。）</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(9) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(10) 病院</p> <p>(11) 自動車教習所</p> <p>(12) 車庫（付属車庫を除く。）</p> <p>(13) 畜舎</p> <p>(14) 工場</p> <p>(15) 火薬、石油類、ガス等の危険物の</p>		<p>あるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又は柱</p>	
--	---	--	---	--

		貯蔵又は処理に供 する施設(建築物に 付属するものを除 く。)		
四街道都 市核北地 区地区整 備計画区 域	商業・ 業務地 区A	次の各号に掲げる 建築物 (1) 畜舎(ペットシ ョップを除く。) (2) 工場(店舗に付 属する作業場を除 く。) (3) 風俗営業等の規 制及び業務の適正 化等に関する法律 第2条第6項に規定 する営業の用に供 するもの	—	—建築物の 高さは、 宅地の地 盤面から とし、都 市計画道 路3・4・2 号四街道 駅前大日 線の道路 境界線か らの水平 距離が 20m以下 の範囲内 におい て、当該 部分から 道路境界 線までの 水平距離 に1.25を 乗じたも のに12m を加えた

				もの以下とする。
商業・ 業務地 区B	次の各号に掲げる 建築物 (1) 戸建住宅、寄宿 舎、下宿又は長屋 (2) 倉庫業を営む倉 庫 (3) 畜舎（ペットシ ョップを除く。） (4) 工事（店舗に付 属する作業場を除 く。） (5) 風俗営業等の規 制及び業務の適正 化等に関する法律 第2条第6項に規定 する営業の用に供 するもの	1,000m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から都市 計画道路3・4・2号四街道 駅前大日線の道路境界線 までの距離は、6m以上と する。ただし、次の各号に 掲げるものは除く。 (1) 地盤面下の部分 (2) 歩行者連絡通路 (3) 道路上に設けられた 横断歩道橋又は歩行者 デッキと接続する歩行 者デッキその他これら に類する用途に供する 建築物の部分 (4) 電気事業、水道事業、 ガス事業その他これら に類する公益上必要な 事業の用に供する建築 物 2 建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から都市 計画道路3・4・8号四街道 鹿渡線の道路境界線まで の距離は、2m以上とする。 ただし、次の各号に掲げる ものは除く。	1 建築 物の高 さは、 宅地の 地盤面 からと し、都 市計画 道路 3・4・2 号四街 道駅前 大日線 の道路 境界線 からの 水平距 離が 20m以 下の範 囲内に おい て、当 該部分 から道 路境界 線まで



			<p>(1) 地盤面下の部分</p> <p>(2) 歩行者連絡通路</p> <p>(3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</p>	<p>の水平距離に1.25を乗じたものに12mを加えたもの以下とする。</p> <p>2 建築物の高さは、宅地の地盤面からとし、都市計画道路3・4・8号四街道鹿渡線の道路境界線からの水平距離が20m以下の範</p>
--	--	--	---	---

					<p>囲内において、当該部分から道路境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに17mを加えたもの以下とする。</p> <p>3 建築物の高さは、宅地の地盤面からとし、都市広場境界線からの水平距離が</p>
--	--	--	--	--	---

				20m以下の範囲内において、当該部分から都市広場境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに20mを加えたもの以下とする。
文化・教育地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 自動車教習所</p> <p>(2) 畜舎</p> <p>(3) 工場</p>		<p>—1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から都市計画道路3・4・18号鹿渡大日線、主要地方道千葉・臼井・印西線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 地盤面下の部分</p>	—

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 歩行者連絡通路</li> <li>(3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</li> <li>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</li> </ul>
		2	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から区画道路7—1号線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地盤面下の部分</li> <li>(2) 歩行者連絡通路</li> <li>(3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</li> <li>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な</li> </ul>

			事業の用に供する建築物	
共同住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 戸建住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 自動車教習所</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) 工場（店舗に付属する作業場を除く。）</p>		<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から都市計画道路3・4・8号四街道鹿渡線、都市計画道路3・4・18号鹿渡大日線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 地盤面下の部分</p> <p>(2) 歩行者連絡通路</p> <p>(3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p> <p>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から区画道路7—1号線の道路境界線までの距離は、2m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p>	

				<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地盤面下の部分</li> <li>(2) 歩行者連絡道路</li> <li>(3) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</li> <li>(4) 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</li> </ul>	
鷹の台住宅地区地区整備計画区域	低層住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 3戸以上の長屋（長屋建の兼用住宅を含む。）</li> <li>(2) 3戸以上の共同住宅</li> <li>(3) 寄宿舍</li> <li>(4) 下宿（旅館業法第2条第4項の下宿営業に係る施設に限る。）</li> <li>(5) 公衆浴場</li> </ul>	160m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 床面積に算入されない出窓</li> <li>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</li> <li>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</li> <li>(4) 玄関のポーチのひさし又は柱</li> <li>(5) 床面積に算入されない</li> </ul>	—

			バルコニー又はその柱	
沿道住宅地区A	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 3戸以上の長屋（長屋建の兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 3戸以上の共同住宅</p> <p>(3) 寄宿舍</p> <p>(4) 下宿（旅館業法第2条第4項の下宿営業に係る施設に限る。）</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。）</p> <p>(7) 法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので、その部分の床面積</p>	160m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又は柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p>	<p>建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。</p>

	<p>の合計が500m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(9) ホテル又は旅館</p> <p>(10) 自動車教習所</p> <p>(11) 床面積が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>			
<p>沿道住宅地区 B</p>	<p>法別表第2 (い) 項に掲げる建築物以外の建築物。ただし、同項のうち次の各号に掲げる建築物を含む。</p> <p>(1) 3戸以上の長屋（長屋建の兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 3戸以上の共同住宅</p> <p>(3) 寄宿舍</p> <p>(4) 下宿（旅館業法第2条第4項の下宿営業に係る施設に限る。）</p> <p>(5) 公衆浴場</p>	180m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又は柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p>	<p>建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。</p>



	<p>利便地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(4) 公衆浴場</p> <p>(5) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。）</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 床面積が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>	<p>1,000m<sup>2</sup></p>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 床面積に算入されないバルコニー</p>	<p>建築物の</p> <p>高さは、</p> <p>宅地の地盤面から</p> <p>15mを超えてはならない。</p>
<p>もねの里地区地区</p>	<p>駅前センター</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p>	<p>150m<sup>2</sup></p>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境</p>	<p>—</p>

整備計画 区域	地区	<p>(1) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。）</p> <p>(2) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>		<p>界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p> <p>(6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	
	近隣センター 地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以</p>	—

	<p>出力の合計が 0.75KW以下の原 動機を使用するパ ン屋、米屋、豆腐屋、 菓子屋その他これ らに類する食品製 造業は除く。)</p> <p>(2) 床面積の合計が 15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>		<p>上とする。ただし、次の各号 に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない 出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟と なる物置等で高さが2.5m 以下で、かつ、床面積の合 計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟と なる車庫で高さが3m以下 であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし 又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されない バルコニー又はその柱</p> <p>(6) 道路上に設けられた横 断歩道橋又は歩行者デッ キと接続する歩行者デッ キその他これらに類する 用途に供する建築物の部 分</p>	
<p>沿道住 宅地区 A</p>	<p>次の各号に掲げる 建築物</p> <p>(1) 工場（作業場の 床面積の合計が 50m<sup>2</sup>以内であり、 出力の合計が 0.75KW以下の原 動機を使用するパ</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路境 界線までの距離は、1m以上 とし、すみ切り部分の道路境 界線までの距離は、0.6m以 上とする。ただし、次の各号 に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない</p>	—

	<p>ン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。)</p> <p>(2) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>		<p>出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p> <p>(6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	
沿道住宅地区B	寄宿舍	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m</p>	—

			<p>以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p> <p>(6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	
一般住宅地区	寄宿舍	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟と</p>	—

			<p>なる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p> <p>(6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	
低層計画住宅地区	寄宿舍	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし</p>	—

			<p>又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p> <p>(6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	
中高層 計画住 宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。）</p> <p>(2) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>	150m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>(4) 玄関のポーチのひさし 又はその柱</p> <p>(5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱</p>	—

			(6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキその他これらに類する用途に供する建築物の部分	
誘致施設地区 A	次の各号に掲げる建築物 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、同条第6項各号及び同条第9項に掲げる風俗営業の用に供するもの (2) 車庫（床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以下のもので、かつ、2階以下のものを除く。） (3) 工場（作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これ	150m <sup>2</sup>	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの (4) 玄関のポーチのひさし又はその柱 (5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱 (6) 道路上に設けられた横断歩道橋又は歩行者デッキと接続する歩行者デッキ	—



	<p>らに類する食品製造業は除く。)</p> <p>(4) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p> <p>(5) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設(危険物の貯蔵及び処理の量が政令第130条の9の表の準住居地域における数量を超えない施設で、かつ、床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以下のものを除く。)</p>		<p>キその他これらに類する用途に供する建築物の部分</p>	
誘致施設地区B	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 戸建住宅</p> <p>(2) 長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 兼用住宅</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号、同条第6項各号及び同条第</p>	500m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から住宅地と接する道路境界線及び誘致施設地区Aまでの距離は、5m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、誘致施設地区Cと接する道路境界線及び誘致施設地区B内の道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積</p>	—

	<p>9項に掲げる風俗営業の用に供するもの</p> <p>(5) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p>		<p>の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるものから住宅地と接する道路境界線及び誘致施設地区Aまでの距離は、3m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、誘致施設地区Cと接する道路境界線及び誘致施設地区B内の道路境界線までの距離は1.5m以上とする。</p>	
誘致施設地区C	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 戸建住宅</p> <p>(2) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 兼用住宅</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号、同条第6項各号及び同条第9項に掲げる風俗営業の用に供するもの</p> <p>(5) 床面積の合計が15m<sup>2</sup>を超える畜舎</p> <p>(6) 床面積の合計が</p>	500m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から住宅地と接する道路境界線までの距離は、5m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、緑地及び誘致施設地区Bと接する道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるものから住宅地と接する道路境界線までの距離は、3m以上とし、すみ切り部分の道路境界線、都市計画道路境界線、緑地及び誘致施設地区Bと接する道路境界線までの距離は1.5m以上とする。</p>	—

		10,000m <sup>2</sup> を超える 店舗			
千代田5 丁目地区 地区整備 計画区域	住宅地 区A	次の各号に掲げる 建築物 (1) 3戸以上の長屋 (長屋建の兼用住 宅を含む。) (2) 3戸以上の共同 住宅 (3) 寄宿舍 (4) 公衆浴場	180m <sup>2</sup>	1 建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路 境界線までの距離は、1m 以上とし、すみ切り部分の 道路境界線までの距離は、 0.6m以上とする。ただし、 次の各号に掲げるものは 除く。 (1) 床面積に算入されな い出窓 (2) 建築物に付属し、別棟 となる物置等で高さが 2.5m以下で、かつ、床 面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下 であるもの (3) 車庫で高さが3m以下 であるもの	—
				2 建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から隣地 境界線までの距離は、1m 以上とする。ただし、次の 各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されな い出窓 (2) 建築物に付属し、別棟 となる物置等で高さが 2.5m以下で、かつ、床	

			面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの
住宅地区B	次の各号に掲げる建築物 (1) 3戸以上の長屋 (長屋建の兼用住宅を含む。) (2) 3戸以上の共同住宅 (3) 寄宿舍 (4) 公衆浴場	105m <sup>2</sup> (21戸連続長屋は、210m <sup>2</sup> )	21 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 床面積に算入されない出窓 (2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m <sup>2</sup> 以下であるもの (3) 車庫で高さが3m以下であるもの 2 建築物の外壁面（床面積に算入されない出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 2戸連続長屋のうち1

			<p>戸を除去した場合の既存建築物</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
沿道地区A	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 3戸以上の長屋（長屋建の兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 3戸以上の共同住宅</p> <p>(3) 寄宿舍</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が4m<sup>2</sup>を超える畜舎（学校に付属するものは除く。）</p>	200m <sup>2</sup>	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1m</p>	<p>建築物（学校は除く。）の高度は、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。</p>

	<p>(9) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。）</p> <p>(10) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものは除く。）</p>		<p>以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
沿道地区B	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 3戸以上の長屋（長屋建の兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 3戸以上の共同住宅</p> <p>(3) 寄宿舎</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ場</p>	125m <sup>2</sup> (21戸連続長屋は、250m <sup>2</sup> )	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 床面積に算入されない出窓</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが</p>	<p>建築物（学校は除く。）の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。</p>

	<p>フ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が4m<sup>2</sup>を超える畜舎</p> <p>(9) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業は除く。）</p> <p>(10) 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供する施設（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものは除く。）</p>		<p>2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面（床面積に算入されない出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 2戸連続長屋のうち1戸を除去した場合の既存建築物</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(3) 車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
センター地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 専用住宅、共同住宅又は長屋</p> <p>(2) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p>	—	—	<p>建築物の 高さは、 宅地の地 盤面から 12mを超 えてはな</p>

	<p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(5) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(8) 公衆浴場</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(11) 床面積の合計が4m<sup>2</sup>を超える畜舎(動物病院に付属するものは除く。)</p> <p>(12) 工場(作業場の</p>		<p>らない。</p> <p>(建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは算入しない。)</p>
--	--	--	--



		<p>床面積の合計が 50m<sup>2</sup>以内であり、 出力の合計が 0.75KW以下の原 動機を使用するパ ン屋、米屋、豆腐屋、 菓子屋その他これ らに類する食品製 造業は除く。)</p> <p>(13) 火薬、石油類、 ガス等の危険物の 貯蔵又は処理に供 する施設(自己の使 用のための貯蔵施 設その他これに類 するものは除く。)</p>			
成台中地 区地区整 備計画区 域	一般住 宅地区	<p>次の各号に掲げる 建築物</p> <p>(1) 寄宿舍又は下宿 (2) 公衆浴場 (3) 建築物に付属す る畜舎(床面積の合 計が4m<sup>2</sup>以下のも のを除く。)</p>	150m <sup>2</sup>	1	<p>建築物の外壁面又はこれ に代わる柱の面から道路 境界線までの距離は、1m 以上とし、すみ切り部分の 道路境界線までの距離は、 0.6m以上とする。ただし、 次の各号に掲げるものは 除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟 となる物置等で高さが 2.5m以下で、かつ、床 面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下 であるもの</p>

			<p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
沿道住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(2) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が</p>	180m <sup>2</sup>	<p>1 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下</p>	—

	<p>500m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバレーボール練習場</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎（床面積の合計が4m<sup>2</sup>以下のものを除く。）</p> <p>(7) 工場（作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を除く。）</p> <p>(8) ガソリンスタンド</p> <p>(9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第11項に規定する</p>		<p>であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
--	--	--	---	--

	<p>引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業の用に供する建築物</p> <p>(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>			
流通産業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックス</p>	1,000m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、3m以上とする。</p>	—

	<p>ス、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破碎</p>		
--	---	--	--

	<p>業の用に供する建築物</p> <p>(11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>			
工業地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場そ</p>	1,000m <sup>2</sup>	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、3m以上とする。</p>	—

	<p>の他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(7) 畜舎(ペットショップ、動物病院を除く。)</p> <p>(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業の用に供する建築物</p> <p>(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>			
複合産	次の各号に掲げる	1,000m <sup>2</sup>	1	建築物の外壁面又はこれ

	<p>業地区建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(6) 畜舎(ペットショップ、動物病院を除く。)</p> <p>(7) 工場(作業場の床面積の合計が50m<sup>2</sup>以内であり、出力の合計が0.75kW以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これ</p>	<p>に代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3m以上とし、歩行者専用道路境界線までの距離は、5m以上とする。</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、3m以上とする。</p>	
--	--	--	--



	<p>らに類する食品製造業を除く。)</p> <p>(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業の用に供する建築物</p> <p>(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>			
既存住宅地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するので、その用途に供する部分の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を</p>	150m <sup>2</sup>	1	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とし、すみ切り部分の道路境界線までの距離は、0.6m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>建築物の高さは、宅地の地盤面から10mを超えてはならない。</p>

	<p>超えるもの</p> <p>(2) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(5) カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これら</p>		<p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p> <p>2 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。</p> <p>(1) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6m<sup>2</sup>以下であるもの</p> <p>(2) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さが3m以下であるもの</p>	
--	---	--	---	--

	<p>に類するもの</p> <p>(9) 公衆浴場</p> <p>(10) 畜舎（床面積の合計が4m<sup>2</sup>以下のものを除く。）</p> <p>(11) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(12) 工場</p> <p>(13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業の用に供する建築物</p> <p>(14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>		
--	---	--	--